

平成30年度第1回千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会
議事録

日時：平成30年8月31日（金）
午後1時30分から
場所：ホテルプラザ菜の花4階
「楨」

1 開会

司会 ただいまから、千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会を開催いたします。私は、本日の司会を務めます、環境政策課の渡邊と申します。よろしくお願いたします。はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1「次期環境基本計画の策定経過と今後の予定」、資料2「企画政策部会における主な意見とその対応」、資料3「次期環境基本計画の策定について」、資料4「次期環境基本計画の概要図」、千葉県環境基本計画（素案）となっております。また左上に、第2節 循環型社会の構築と記載された資料です。よろしいでしょうか。

本日は、委員総数8名に対し、7名の委員の御出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

なお、河井委員におかれましては所用により、本日は御欠席との御連絡を受けております。

司会 次に、県関係職員を紹介いたします。

環境対策監の森でございます。循環型社会推進課長の旭でございます。廃棄物指導課長の岩崎でございます。環境政策課 副参事兼政策室長の中村でございます。

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項及び第11条第2項の規定により原則公開となっております。本日の会議の公開につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

2 千葉県環境生活部環境対策監挨拶

司会 それでは、開会に当たりまして、千葉県環境生活部環境対策監の森から御挨拶申し上げます。

森環境対策監 それでは開会に当たりまして、一言挨拶させていただきます。

日頃から委員の皆様には、本県の環境行政の推進に当たり御指導を賜り、厚くお礼申し上げます。また、昨年度は災害廃棄物処理計画ということで御審議いただき、無事、昨年度末ですが策定することができました。改めまして、この場をお借りしまして御礼申し上げます。

さて、8月も本日で終わりということですが、残暑の厳しい中、またお忙しい中、本部会にお集まりいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

本日御審議いただきます環境基本計画は、県環境基本条例に基づき策定する計画であり、長期的な目標を定め、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための上位計画として平成20年3月に策定し、その後、平成27年3月に一部改訂を行っております。この計画ですが、計画期間が平成30年度までとなっていることから、本年2月に環境審議会に次期計画について諮問させていただき、付議されました企画政策部会の御審議内容を踏まえ、計画素案を作成したところです。現在、各部会で計画素案について御審議いただいているところであり、本部会では、循環型社会の構築等に関連する部分を中心に御審議いただきたいと存じます。

県といたしましては、各部会における御審議を踏まえ、今年度中には、次期計画を策定したいと考えておりますので、大所高所からの御指摘や御意見をお願い申し上げます。本日は、よろしく願いいたします。

3 廃棄物・リサイクル部会長挨拶

司会 それでは、審議に入るに当たり、瀧部会長に御挨拶をいただきたいと存じます。

瀧部会長 皆様、お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

いよいよ千葉県もといったらよいのでしょうか、千葉県も先頭になってリサイクルをより一層進めていく時期に入ってきているというように思っております。

いずれにしろ、日本は、資源が無い国であるということで、海外から輸入した資源をできるだけ長持ちさせる必要があります。長持ちさせるということは、言うまでもなくリサイクル、リユースとかですね、そういうような形で、資源として何度も何度も使い回す、使っていくと、こういうよ

うなことを考えていかないといけないという時期に入ってきています。県の方も、国の方も、廃棄物という、廃棄という言葉が極力使わず、再資源化という言葉に変わってきております。

千葉県においても、そのような方向にですね。また、3月まで産業廃棄物協会だった産業資源循環協会も名前が変わっています。

そういうなかで、県独自のリサイクルあるいはリユースということ声を高にいてもなかなか浸透していかないのが現実であろうかと思われま

す。産業界をあげて、そういう資源化という方向に向かわないといけないのではなかろうと感ずるところです。

なお一層、産業界を束ねている協会のお力添えをいただきながら、県が考えている資源化ということを進めていくこととなります。そういう中で、本日は内容的に重いことを検討して行くこととなります。

環境基本計画の中の廃棄物、リサイクルというこの部分をご検討いただいて、基本計画の中に盛り込んでいく。

これは今後10年間の計画です。10年というと、今と相当変わっていく。現在、再資源化というのは、もう少し先の話ではないかというお気持ちがあるかもしれませんが、10年経ったらそれが当たり前で、より一層進んでいると思います。そういうことを頭の中に入れて御提案いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

司会 どうもありがとうございました。

それでは、これより議題の審議をお願いいたしますが、議事の進行につきましては千葉県行政組織条例第33条の規定により瀧部会長をお願いいたします。

瀧部会長 それでは、千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会の議事に入りたいと思ひます。議事に先立ちまして、議事録署名人を指名させていただきます。

井上委員、杉田委員、お願いできますでしょうか。では、よろしくお願ひいたします。

4 議事

瀧部会長 それでは議事に入ります。

本日の議題は一つとして、千葉県環境基本計画（素案）について、これ

を議題としたいと思います。早速ですが、事務局の方から説明をよろしく
お願いします。

渡部環境政策課主幹 環境政策課の渡部と申します。よろしくお願いたし
ます。私からは、次期計画策定に係るこれまでの経緯と今後の予定と次期
環境基本計画の概要について御説明させていただきます。

それでは、まず、これまでの策定経過と今後の予定について御説明いた
します。お手元の資料1「次期環境基本計画の策定経過と今後の予定」を
御覧ください。

次期環境基本計画については、平成30年2月に知事から環境審議会に
諮問され、環境審議会から企画政策部会に付議されました。企画政策部会
では、これまで3月26日に骨子案、7月25日に計画素案を御審議いた
されました。

今回御審議いただく計画素案につきましては、企画政策部会だけではなく、
他の部会からも広く御意見を伺い、次の計画案に反映させてまいりた
いと考えておりました。この度、大気環境・水環境合同部会、自然環境・
鳥獣合同部会、廃棄物・リサイクル部会の3部会を開催する運びとなりま
した。つきましては、3部会を開催する趣旨は、委員の皆様の御意見を伺
い、計画に反映させることであり、企画政策部会のように付議されてお
りませんので、審議会へ報告し、決議を求めるものではございません。

廃棄物・リサイクル部会におきましては、先ほど森対策監から御挨拶申
し上げたとおり、循環型社会の構築などに関連する部分を中心に御審議
いただきたいと思います。各部会からいただいた御意見につきましては、
次回の企画政策部会に報告するとともに、御意見を踏まえて計画案の
検討を進めてまいります。

今後の予定ですが、11月頃に第3回の企画政策部会を開催し、計画案
を御審議いただくとともに、パブリックコメントを実施いたします。また、
平成31年2月頃の第4回企画政策部会で、計画について御了承いただき、
環境審議会からの答申を経て、3月を目途に計画を決定したいと考えてお
ります。

次に、資料2「次期環境基本計画の策定について」をご覧ください。

上段「環境基本計画について」のところで、計画の位置付けですが、環
境基本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る
ため、千葉県環境基本条例により策定が義務付けられ、本県の環境保全に
関する最も基本となる計画です。

これまでの策定経緯ですが、1996年に第1次計画を策定し、第1次計

画の計画期間の途中ではありましたが、2008年に第2次計画を策定しました。第2次計画は、2015年に東日本大震災に起因する新たな環境問題への対応を追加するなど、一部改訂を行っております。今回、御審議いただく次期計画は、第3次の計画であり、森田県政になってから初めての全面改訂となります。

次に、資料の右側、「次期環境基本計画のポイント」について御説明します。

まず、「1 施策展開の基本的な考え方」についてですが、企画政策部会の倉阪部会長から「国の第五次環境基本計画は、技術、経済、国土ストックなどの横断的な枠組を各分野の施策の前に出していることから、県の計画にも盛り込むべきである」との御意見に基づき、計画素案の段階で新たに追加したものでございます。

資料の左側、国の状況の第五次環境基本計画のところを御覧ください。国の第五次環境基本計画は、今年4月に閣議決定され、SDGsの考え方である「複数の課題を統合的に解決すること」を活用し、環境政策の展開により経済・社会的課題を同時解決していくことを打ちだしております。

そこで、県の計画においても「課題が複雑に絡み合っている状況では、特定の施策が複数の異なる課題を解決できるよう、分野横断的に施策を展開することが重要である」との認識を示した上で、「経済」「地域づくり」「暮らし」「人づくり」に関する4つのテーマを設定し、分野横断的に施策を展開することで、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指すことを盛り込みました。

次に、2の「現環境基本計画における課題を踏まえた対応」についてですが、「地球温暖化対策」、「循環型社会の構築」、「自然環境や生活環境の保全」など、これまでの各分野における取組を引き続き進めていくとともに、課題を踏まえ、取組の見直しや拡充を行います。

特に、「野生生物の保護と適正管理」について、イノシシをはじめとする有害鳥獣による農作物被害や、アカゲザルなどの特定外来生物による生態系への悪影響が依然として著しいことから、昨年10月に策定した総合計画と同様に、政策分野に格上げし、有害鳥獣や特定外来生物への対策を強化してまいります。

次に3の「新たな環境問題への対応」ですが、1つ目として、今年3月に千葉県の気候変動影響と適応の取組方針が策定されたことから、新たに、気候変動に伴う影響への適応策についても地球温暖化対策に盛り込み、各施策で気候変動への影響に備えてまいります。

2つ目として、県内における再生土等を利用した土地の埋立ての一部に、

不適切な処理がなされている事例があり、県では再生土に関する条例の制定に向けて検討しております。そのため、新規項目として、「再生土への対策の推進」を設け、再生土等の適正利用を一層推進してまいります。

3つ目として、今年の3月に千葉県災害廃棄物処理計画が策定されたことから、新規項目として「災害時等における環境問題への対応」を設け、災害廃棄物対策など、大規模災害時等における環境問題への対応を整理しました。

最後に、4の「環境と経済の好循環の創出」ですが、先ほど御説明した「環境、経済、社会的課題の同時解決を目指す」という考え方にに基づき、環境と経済を一体的に捉え、環境と経済を同時に向上させていくことが重要であるとの認識の下、環境保全に貢献する産業の振興を図ることなどにより、環境と経済の好循環の創出を目指してまいります。

次に、資料3「次期環境基本計画の概要図」をご覧ください。

第1章「計画の基本的事項」の計画期間ですが、現行の環境基本計画では11年間としていることから、次期計画では2019年度から2028年度までの10年間としております。また、計画期間の途中でも必要に応じて計画を見直すこととしております。

次に、第2章「計画の目標」の環境問題等に対する基本認識ですが、1の「持続可能な社会に向けた環境・経済・社会的課題の同時解決」を始め、各分野の基本認識を示しております。

次に「目指す将来の姿」ですが、現計画の基本目標であります「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」に加え、キャッチコピー的な表現として、「みんなで作る『恵み豊かで持続可能な千葉』」を新たに記載し、位置付けを「目指す将来の姿」に変更いたしました。

次に、「基本目標」ですが、『目指す将来の姿』の実現に向け、5つの基本目標を設定いたしました。「1 地球温暖化対策の推進」から「5 安全で安心な生活環境の保全」の5つで、それぞれ第4章「施策の展開方向」の政策1から政策5までに対応したものとなっております。

次に、真ん中に記載しております第4章「施策の展開方向」の前に、先ほど御説明した「施策展開の基本的な考え方」を第3章として新設いたしました。分野を横断する4つのテーマとして「環境と経済の好循環の創出」「環境と調和のとれた持続可能で魅力ある地域づくり」「健康で心の豊かさを実感できる暮らしの実現」「持続可能な社会を築く人・ネットワークづくり」を設定し、右側の第4章の6つの政策と22の施策に横ぐしを刺すようなイメージで、分野横断的に施策を展開することで、「環境・経済・

社会的課題の同時解決」を目指すこととしております。

次に、第4章「施策の展開方向」をご覧ください。

施策の体系としては、6つの政策と22の施策にまとめております。政策1から政策5までが各分野の施策で、政策6は、各分野の基盤となるもの、各分野にまたがる横断的な施策をまとめたものとなっております。

まず、政策分野についてですが、基本的には現行の環境基本計画と同じですが、政策4「野生生物の保護と適正管理」につきまして、先ほど御説明した理由により、政策3「豊かな自然環境の保全と自然との共生」から独立させ、政策分野に格上げしております。

次に施策項目についてですが、「政策1 地球温暖化対策の推進」をご覧ください。現行の計画では「温室効果ガスの排出量削減」という項目の中で、「再生可能エネルギー」と「省エネルギー」の取組を進めていますが、次期計画では、県の個別計画である「地球温暖化対策実行計画」に合わせ、「再生可能エネルギー等の活用」と「省エネルギーの促進」の2つの項目に分けることとしました。また、新規の項目として、4番目に「気候変動への適応」を設定しました。

次に、「政策2 循環型社会の構築」についてですが、1番目の「3Rの推進」に、県の個別計画である「廃棄物処理計画」に合わせ、「バイオマス利活用の推進」を統合いたしました。また、新規の項目として、4番目に「再生土への対策の推進」を設定しました。

次に、「政策3 豊かな自然環境の保全と自然との共生」についてですが、先ほど御説明したとおり「政策4 野生生物の保護と適正管理」を独立させたため、施策は「自然公園等による優れた自然環境の保全と活用」と「地域の特性に応じた環境の保全」の2つとなっております。

次に、「政策5 安全で安心な生活環境の保全」についてですが、施策項目の順番、名称等の変更はありますが、基本的には現行計画と同じ構成になっております。

最後に「政策6 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進」についてですが、3番目に「環境と経済の好循環の創出」、4番目に「災害時等における環境問題への対応」を新設しております。

最後に、第5章「計画の推進」ですが、計画の推進体制を示すとともに、各主体に求められる役割においては、県民、事業者、市町村ごとに期待される基本的な役割と各主体に求められる具体的な取組例を示しております。

計画の進行管理では、各種施策の進捗状況を把握し評価するため、計画の進捗を示す指標を活用して、マネジメントサイクルに基づき毎年度進行

管理を行うことを記載してまいります。

なお、指標につきましては、計画素案ではまだ掲載しておらず、次の計画案の段階でお示する予定になっております。

私からの説明は以上でございます。

阿由葉循環型社会推進課主幹兼室長 循環型社会推進課 室長の阿由葉と申します。わたくしからは、引き続き素案の説明をさせていただきますが、始めに素案の目次をご覧ください。

本日は、第2節「循環型社会の構築」の1～4の施策と、次のページ第6節の4「災害時等における環境問題への対応」について説明させていただきます。

なお、第6節の4については、今年3月に「千葉県災害廃棄物処理計画」を策定したことを踏まえて、新たに盛り込んだ項目でございます。

7月25日に開催した企画政策部会においても説明をさせていただきましたが、昨年、この部会においても、千葉県災害廃棄物処理計画の策定についてご審議いただきました経緯があることから、本日、改めてまして御説明をさせていただきます。ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

着座にて御説明させていただきます。

はじめに、25ページの「第2節1・3Rの推進」について、御説明させていただきますが、本施策につきましては、瀧部会長に事前に説明した際、色々ご指摘をいただきましたので、お手元に配布させていただきました修正案により説明をさせていただきます。

赤字箇所が、事前に送付させていただきました素案の修正箇所となります。

まず、現況と課題でございますけれども、はじめに、2000年に制定された循環型社会形成推進基本法の制定のこと、それを受けた本県の取組について記載しています。

9行目からは、今年6月に策定されました、国の第4次循環型社会形成推進基本計画の基本的な考え方を記載しています。

14行目からは、本県の廃棄物の現況を統計数値で説明しています。

一般廃棄物の総排出量は209万トン、一人一日あたりに換算した排出量は933gで、全国平均とほぼ同水準となっております。

2006年度以降は減少傾向で推移していますが、2010年度以降は減少幅が縮小する傾向にあります。

18行目にありますリサイクル率につきましては、22.7%で、全国平均の20.4%と比較すると高い水準ですが、近年横ばいで推移しています。

20 行目からは産業廃棄物についてです。

排出量は 1,970 万トンで、最終処分量は 28 万トンとなっています。2012 年度以降、排出量は減少傾向にあります。高度経済成長期に集中的に整備された、公共インフラ等の老朽化が進んでいることから、今後、産業廃棄物等の排出量の増加が懸念されております。

こうした中、24 行目にありますように、最終処分場用地の確保は依然として困難な状況にあり、最終処分場の残存容量が不足することが懸念されるため、廃棄物の減量化等を進め、最終処分量を減らす必要があります。

また、26 行目では、近年問題となっている海洋中のマイクロプラスチックについて触れています。

29 行目からは、本県における今後の循環型社会を構築していくための取組を記載しています。目指す環境の姿は、「全ての県民が、廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用のための具体的行動に取り組んでいる」姿を目指しています。

26 ページをご覧ください。主な取組としましては、はじめに（１）ですが、タイトルを「資源循環を推進するライフスタイルの普及」に修正させていただきます。

主なものを御説明しますと、まず、3 行目の「3 R 推進の普及啓発」ですが、3 R に対する県民の意識を高めるため、「3 R 推進月間」である 10 月を中心に啓発活動や、普及促進のイベントを開催します。また、普及啓発に当たっては、より効果の高い 2 R を重点的に推進します。

17 行目は、「プラスチックごみの削減」ということで、現在問題となっているプラスチックによる海洋汚染に対する取組を記載しています。この問題につきましては、今後、国においてプラスチック資源循環戦略の策定等が予定されておりますが、こうした国の動向を踏まえながら、本県においても使い捨てプラスチック容器の使用削減、ポイ捨てを防止するための普及啓発、海岸清掃活動の活性化等に取り組みます。

21 行目は、「環境学習による取組」ということで、資源循環を含めた多様な環境学習の機会の提供や、環境学習の場の活用など、環境学習を通じて資源循環の普及促進を図ってまいります。

次に（２）ですが、こちらもタイトルを「資源循環の推進に向けた基盤づくり」に修正させていただいております。

主なものを御説明しますと、26 行目の「一般廃棄物の減量化・資源化促進」です。

一般廃棄物の減量化・資源化を促進するための具体的な施策を検討し、一般廃棄物処理の事務を担う市町村に情報提供を行うことにより、減量

化・資源化を促進します。

次に、27 ページ 1 行目の「リサイクルの推進」ですが、廃棄物を多量に排出する事業者に対して、発生抑制や再資源化に努めるよう指導を徹底するとともに、廃棄物処理業者等に対して、リサイクルに関する先進的な技術の普及促進に取り組みます。

また、7 行目ですが、リサイクル製品の認定制度について触れています。

3 月の企画政策部会において、瀧部会長から、再生土について、許認可の時だけでなく、途中、途中でどうやって品質を保証するか考える必要があるというご指摘をいただいております。

現在、再生土の利用促進が品質保証も含めて図られるよう、リサイクル製品認定制度を検討しているところでございます。

この他、循環産業の振興方策の検討や、資源循環に取り組む事業者の表彰の取組を追加させていただきました。

安藤廃棄物指導課副課長 廃棄物指導課副課長の安藤でございます。私の方からは、27 ページ「2 廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止」から 31 ページの「4 再生土への対策の推進」までを御説明させていただきます。

はじめに、27 ページの「2 廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止」についてでございます。まず、現況と課題ですが、18 行目からは、本県の産業廃棄物の不法投棄の現状について御説明しております。

不法投棄の発生量は、1999 年には全国の約 4 割を占めておりましたが、24 時間・365 日の監視指導体制の整備などの規制の強化を実施した結果、大幅に減少しました。

依然として、産業廃棄物のゲリラ的な投棄があり、不要となった家電製品も多く捨てられており、小規模の不法投棄が依然として後を絶たないため、引き続き県民及び市民活動団体、市町村と連携して、監視指導強化をしていくとともに廃棄物の適正処理の推進をしていくことも必要です。

そのためには、30 行目からにありますように、一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については排出事業者と処理業者が廃棄物処理を適正に行うよう徹底する必要があり、処理施設の確保と市町村等においては老朽化している施設を適切に更新していくことが重要であると記載しております。

また、29 ページの 2 行目からは、有害使用済機器の適正な管理について、19 行目からは、いわゆる「不法ヤード」の解消について記載しています。

目指す環境の姿としましては、「廃棄物が適正に処理され、廃棄物の不法投棄が根絶されている」姿としております。

主な取組としましては、はじめに「(1) 廃棄物等の適正処理の確保」ということで、主なものを御説明しますと、まず、「適正処理に向けた体制づくり」ですが、市町村が一般廃棄物の適正処理の推進を図る上で、地域の実情等を踏まえながら必要となる施設整備を行う際に、技術的助言や広域処理体制の構築に向けた調整を行います。

また、産業廃棄物の排出事業者に対して排出事業者責任に係る指導を行い、適正処理を推進するとともに、産業廃棄物の処理業者に処理基準の遵守を指導し、優良な処理業者の育成に努めます。

15 行目ですが、「適正処理のための仕組みづくり」ですが、不法投棄を防止し適正処理を推進するため、電子マニフェスト制度の普及促進に努めます。

建設廃棄物については、建設リサイクル法及び廃棄物処理法による情報を共有化し、発生から最終処分までの流れを一元管理することで、適正処理を推進いたします。

21 行目の「廃棄物処理施設の整備」ですが、市町村において、低炭素社会の形成に配慮した計画的な施設整備が進められるよう、循環型社会形成推進交付金制度等の必要な情報の提供や助言を行ってまいります。

また、廃棄物の処理施設や最終処分場の設置に当たっては、地域住民等の十分な理解の下、周辺的环境保全に十分配慮し、安全性・信頼性を確保させます。

32 行目の「適正処理困難物の処理対策」ですが、PCB 廃棄物について、処理期限までに適正な処理がされるよう事業者を指導します。

また、アスベスト廃棄物については、関係機関と連携し、適正かつ安全に処理されるよう事業者を指導します。

次に 29 ページ 1 行目の「有害使用済機器の適正処理」ですが、有害使用済機器の保管又は処分を業として行う事業者等に対し、廃棄物処理法に基づいた届出書の提出及び適正な保管及び処分を実施するよう指導いたします。

続きまして「(2) 不法投棄の根絶」ということで、主なものを御説明しますと、「廃棄物の不法投棄対策」としてですが、排出事業者を対象とした立入検査を実施し、事業者の適正処理の指導に努めます。

また、24 時間・365 日体制の監視体制を基本として、市町村、県民、市民活動団体及び事業者等と連携した不法投棄に対する監視体制のネットワーク化を図り、きめ細やかな監視を行います。

次に、「(3) ヤードの適正化」ということで、18行目の「エンジン等の適正保管」ですが、これまでに把握したヤードの実態を踏まえ、油の地下浸透防止など条例に基づく義務履行の指導に重点を置いて立入りをを行い、県警と連携して不法ヤードの一掃を目指します。

以上が、「2 廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止」の内容となります。

次に、30ページの「3 残土の適正管理」について、御説明いたします。まず、現況と課題ですが、はじめに残土条例の制定や改正の経過を記載しております。9行目からは、残土は適正に処理されれば有害なものではないこと、しかし、地域住民の間には、有害物質の混入等に対する不安が根強いことを説明し、12行目からは、その対策として、汚染物質の混入や不適正な構造による埋立てを防止するため、関係機関と連携し、更なる監視・指導、悪質な事業者への行政処分の徹底を図ることが必要であること、また、埋立て量減少のため、建設残土の再利用について、県境を越えた一層の取組が必要であることなどを説明しております。

目指す環境の姿としましては、「安全性を損なう残土による埋立ては行われていません。また、建設発生土の有効活用が、更に進められている」という姿としています。

主な取組としましては、はじめに「(1) 悪質な事業者に対する監視指導の強化と残土条例の厳格な執行」です。強固な監視活動、埋立て許可後の定期検査指導等を徹底し、指導に従わない事業者に対しては行政処分を行うほか、特に悪質な事業者に対しては告発を行います。

次に「(2) 特定事業場の情報公開」ということで、特定事業場の情報を県ホームページで公表します。

次に「(3) 市町村、関係機関と連携した、埋立ての適正化の推進」ですが、森林法など関係する法令を所管する部局との連絡調整や市町村と緊密な情報交換を行うため、連絡会議等を開催するとともに、所管部局合同のパトロールを行います。

最後に「(4) 建設発生土の有効利用等による不適正な建設発生土搬入の抑制」です。

官民の連携により、計画的に建設発生土の発生抑制・再利用を促進します。特に、公共工事に伴い発生する建設発生土については、「千葉県建設リサイクル推進計画」に基づき、工事間利用調整を図り、発生の抑制及び再利用を促進します。

以上が、「3 残土の適正管理」の内容となります。

続きまして「4 再生土への対策の推進」ということで、31ページを御

説明いたします。まず、現況と課題ですが、はじめに、産業廃棄物のリサイクル促進の観点から、再生土の適正利用の拡大について御説明いたします。

31 ページの 20 行目からは、近時の不適正処理事例と課題について説明していますが、再生土を利用した土地の埋立て等の一部には、不適正な施工方法による崩落等や植生への悪影響が見られ、また、再生土の埋立て等と称した廃棄物などの不適正な処理がなされている事例もございます。

このような状況を受け、県では県民の生活環境の保全を図るため、2016 年 9 月に行政指導指針を策定し、指導を行ってまいりましたが、強制力のない任意の行政指導であるため協力を得られないことも多く、実効性の確保が課題でした。

このあとに、現在策定手続き中である条例について記載する予定です。

目指す環境の姿としましては、「周辺的生活環境の保全に配慮された再生土の埋立て等が確保され、建設汚泥等の産業廃棄物の適正な利用が図られる」姿としております。

主な取組としましては、はじめに再生土の条例に関する取組を記載する予定でございます。

次に「(2) 市町村、関係機関と連携した対応」ということで、森林法など関係する法令の所管部局の連絡調整や、市町村と緊密に連携して対応するため、関係機関による連絡会議等を開催するなど、情報共有を行う。という内容を設置する予定でおります。私からの説明は以上です。

阿由葉循環型社会推進課主幹兼室長 続きます、災害廃棄物関係について、私の方から説明させていただきます。

66 ページをご覧ください。「第 6 節 4 災害時等における環境問題への対応」について、御説明いたします。

まず、現況と課題ですが、本県では、過去に東日本大震災による地震や津波被害、台風による風水害などを経験してきたところですが、今後も 30 年以内に首都直下地震が 70% 程度の確率で予想されており、さらに地球温暖化などの影響により、風水害等が増大することが懸念されております。

こうした大規模災害発生時には、多様な種類の廃棄物が一度に大量に発生するため、早期の復旧・復興のためには、災害廃棄物をいかに円滑かつ迅速に処理するかが重要となってきます。

そのため、11 行目にありますように、県では、本年 3 月に「千葉県災害廃棄物処理計画」を策定し、県の基本的な考え方や役割を示したところで

なお、市町村につきましては、16行目にありますように、災害廃棄物は一般廃棄物であり、処理主体は市町村となっていることから、平成26年3月に国が策定した指針を踏まえた、市町村災害廃棄物処理計画の策定を促進する必要があります。

また、19行目にありますように、災害時における、有害物質の飛散・漏えいが懸念され、その対策も重要となっております。

災害時には建物の倒壊や被災建築物の解体等によるアスベストの飛散や、臨海部の大規模コンビナートなどからの有害化学物質の飛散・漏えいが懸念されることから、人の健康や生態系への影響を最小限にとどめるよう、情報を整理し、体制を整える必要があります。

目指す環境の姿としては、「災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策や有害物質の飛散・漏えい対策など、災害に備えた対策が強化され、県民の生活環境の早期復旧・復興のための体制が確立している」姿を目指します。

主な取組としましては、はじめに（1）災害廃棄物対策の推進ということで、主なものを御説明しますと、まず、37行目の「協力体制の構築」でございます。

県内市町村の相互協力体制の運営に係る助言を行うとともに、関係団体等との協力体制を構築していきます。

また、広域処理に係る国、他の都道府県との協力体制を構築してまいります。

次に、67ページ2行目の「市町村等における災害廃棄物対策の強化」でございますが、市町村が災害廃棄物処理計画の策定や見直しを行う際に技術的な支援を行うとともに、一般廃棄物処理施設の強靱化や整備に係る助言を行います。

次に、（2）災害時の有害物質飛散・漏えい対策ですが、10行目の「アスベストの飛散防止対策」につきましては、アスベストを使用している建物等の情報を収集し、災害発生時に適切に情報提供が行える体制づくりを推進します。

「有害化学物質の汚染防止対策」につきましては、P R T R制度や水質汚濁防止法等に基づく届け出情報を基にして、関係機関への情報提供や体制整備、事業者に対する災害に備えた有害化学物質の漏えい防止対策の指導などを行ってまいります。

関連する個別計画については、説明を省略させていただきます。

わたくしからの説明は、以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

瀧部会長 ありがとうございます。だいぶボリュームがありますけれども、これから質問あるいは質疑を重ねていきたいと思えます。

比較的前の方からですね、順番に、御質問等に関してうかがいますが。何かございませんでしたでしょうか。

ふじしろ委員 ありがとうございます。前の方からということで、最初のところのプラの件なんですけど、これはかなり国際的な問題になって海洋プラスチック憲章等という形で出てるんですけど、東京湾についてのプラスチックの汚染状況という、東京農工大で出している資料等はどこにあるのかと聞きましたら、うちにはそのような資料はないというような回答をいただいているんですけど。こういう形で、はっきりと非常に重要になって、ストローをプラスチックじゃないのにしろということで、企業サイドが動き始めているのに、その辺の情報をちゃんと持ってなくていいのかなど。今持っているというなら、その資料をいただきたいんですけど。その点はいかがなんでしょうか。非常に重要な問題ではないかなと思うのですが。

27 ページの不法投棄の問題ですけども、以前に4割ぐらい占めていて、今は非常に減りましたと、今はどのくらいの量になっているのか。全国の4割がどのくらい減ったのかという問題。

再生土と残土の問題なんですけども、基本的に残土はきれいなものですよという前提に立って、ものを発想していきましょと、再生土も本来的にちゃんとしたきれいなものですよという形で問題設定しているんですけども、間違いではないんですけども、現実問題としてこれらが生み出すいろんな生活環境への影響とか悪い影響こそ、これに対して何らかの規制をかけるわけであって、この辺の視点の取り方というのが、果たしてこれでいいのかどうなのか、いわゆる循環型社会を作るというんですけども、こっちにシフトした方がいいという考え方はわかるんですけども、その点でちゃんとペンディングしとかなくちゃいけない部分があるんじゃないかなと、まずその3点をお聞きしたい。

平川循環型社会推進課副課長 循環型社会推進課でございます。一つ目の東京湾のマイクロプラスチックの調査の件ですけども、新聞等を見まして、環境研究センターや関係機関等にも問い合わせ探してみたんですけども、ズバリ当てはまるものがなくて申し訳ないんですけど、いまだに提供できない状況でございます。色々な報告書があるんですけども、ぴ

ったりくるものは見つからなくて申し訳ございません。

安藤廃棄物指導課副課長 不法投棄の状況でございます。平成11年度の県内における産業廃棄物の不法投棄の量ですが、179,543トンです。それが、平成27年度になりますと、年間で1,149トン、約100分の1なったという形で量的には減少しています。ただ、当時と比べて大規模なものではなくて、小規模なゲリラ的なものが依然としてあるという状況でございます。

続きまして、3点目の残土・再生土です。再生土につきましては、やはり環境への影響ということで、今検討中の再生土条例においては、環境への影響を防止する内容としては、水素イオン濃度と塩化物イオンを対象としています。それ以外の有害物質につきましては、基本的そういったものが再生土にあるとそれは依然として廃棄物なので、基本計画の中では、廃棄物の適正処理に向けた体制づくりの中で、そういった処理業者等の指導、そういったところでそちらの方は補うということで考えております。

ふじしろ委員 ありがとうございます。最初のところプラスチックの件なのですけれども、ぴったりしたものはっていうのですけど東京農工大の方で出しているぴったりしたものかは別にしても、東京湾の中の魚などのチェックによってかなり問題が出ている。これは東京湾に限った話なので、世界的には国際的に非常に大きな問題があるので、スターバックスさんでもなんでもストローは紙にするとやっているわけですよ。

ここの修正の中に詳しく書かれているのですが、プラスチックの問題を単純に今までのレジ袋減らしましょうっていう以上に、世界的な憲章、これ残念なんですけれどもアメリカと日本だけ憲章に署名しなかったわけなんですけれども、お国はどうであれ千葉県としては世界的な大きな動きの中で計画を作っているわけですので、そのための資料としてどういうふうに、例えば東京湾っていうのは千葉県に大きく関わるわけで、生き物に対してどういう影響を与えてるとかそういう資料は積極的に取ってほしいんですよね。

その辺のことはよくわからないけども、世間一般ではプラスチック大変だって言ってるから、プラスチックに対して循環型社会を作るために云々で、実態をつかまないう形で最終的な回答を出しても意味がないのですよね。

一体全体私たちがこれをそのまま作っちゃって、じゃあ東京湾のイワシから始まって色んなのが出てるのだけでも、それはどういうふうにするんですかと市民から聞かれたときにその辺の実態についての文献一切知り

ませんのでそのうち情報として入ってくるでしょう、ではちょっとこれは最終的な結論は出せないかなと思ってます。

平川循環型社会推進課副課長　うちの方でも情報を収集していないというわけではありませんので、先生のおっしゃるとおり注視していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

井上委員　ふじしろ委員の質問に関連して、私もこれは大変な問題じゃないかなと。ここ15年くらいの問題で5、6、7月ぐらいにまとめて報道があり、NHKも珍しくカメの映像流して啓発しました。この事案の発端は、米シアトル市が10年ほど前から業者さんと協力して減らしていくっていう条例ですね。国連でさえプラスチックが最大の元凶と言い切っているわけです。理由は様々あるんですけど有害物質に指定してもいいくらいじゃないかなと思います。たった2から5パーセントしか海に行っていない、それが量にしたら1分間にダンパー1杯分放り込んでいる状態なんですね。ほとんどプラゴミがどこに行っているかわからない状況で、国とか容リ協にも問い合わせしていますが、まだ回答が来ていません。

千葉県は海を資源にした観光を売りにした県です。水質とか大気の定点観測はされているのにどうしてプラスチックの観測はされないのかなというのが沸々と沸いた疑問です。それほど危ない状態で、2050年待たずにその量は魚の数を超えてしまうらしいんですよ、1、2ミリの小さなゴミが、それがどういう影響出るかはまだ分かってない状況です。ただ、先ほど言いましたように海の資源を使っている県としては、やはり10年間の計画の中に何か対策を取らないといけません。水産関係とか観光関係とかチームを作って色んな角度で調べられないと大変なことになってしまうのではないかなという気がしています。

先ほど言われたG7でアメリカと日本だけ署名しなかったんですよ、政府の説明は理解しがたいものでした。顔洗った男性がその洗顔液を流す、これ不法投棄ですよ。そのプラスチックは絶対海に流れていきます。下水処理場で捕まるような大きさではないですから、ほとんど海に流れて行ってしまいます。そうすると不法投棄に近い、ですから有害物質に指定したらという意見なのです。ぜひ研究とか検討とかしていただけたらなと思います。

瀧部会長 せっかくこうやってプラスチックごみの削減ということで項目を入れたわけですから、そのあと知りませんというふうにならないように、千葉県も研究センターを持っているわけですからそういうところをフル活用して、最低限資料を集めるということをやっておいていただきたい。三方が海ですので海の県だということを称するならば、それなりの責任をもって対応策を考えていく、そういうことを研究所のテーマとして挙げるべきでないかと思います。

そんなところでこのプラスチックのところはよろしいですか。他に何か質問はございませんでしょうか。

杉田委員 26 ページのところで、環境学習による取組ということで赤く書かれているところです。今私たちの業界で環境学習について検討しているところですが、県の取組としてどのような考えを持っているのかがあればお聞きしたいと思ひまして、それがまず1点目。

「リサイクルの推進」の中で、産業廃棄物処理業者等に対して、リサイクルに関する先進的な技術を普及していただくことは大変ありがたいのですが、リサイクル製品を使っただけとところの業者などの選定や、いろいろなリサイクル製品をどうしても使っただけなのかという情報が少ないので、そういう情報を調査・公開していただきたい。せっかく良いリサイクル施設を作っても、リサイクル製品を使っただけのところを探すのに苦労するという現実もありますので、リサイクル製品を使用する方々に対する施策なども書いていただければと思います。

それと、災害も含めてですが、約30年間の間に直下型地震が何十パーセント以上で起きる可能性があるというなかで、千葉県内ではまちづくり公社という富津の公共最終処分場が1か所ありますが、災害が起きた時に最終処分場が必要不可欠になってくると思ひますので、県も次の最終処分場の考え方や計画などを検討して施策に盛り込んでおかないと、災害が起きてからでは間に合わなくなってしまうと思ひますので、その考え方を盛り込んだ方が良く思ひます。よろしくお願ひします。

平川循環型社会推進課副課長 1つ目の環境学習についてでございますが、26ページの方に資源循環を含めたということで書かせていただいているのですが、他の節で第6節の1、2環境学習の推進と環境保全活動の促進ということでまとめさせてもらっているものがございます。58ページでございますが、千葉県環境学習行動計画の策定ということで、今まで千葉県環境学習基本方針に基づいて施策を推進してきたところですが、

今回の基本計画の改訂等に合わせまして千葉県環境学習行動計画というものを新たに策定するというので考えております。その中に織り込んでいきたいと考えております。以上です。

杉田委員 どういうことを、子供から考えているのかをお聞きしたい。

平川循環型社会推進課副課長 具体的に言うと難しいのですが、目指す環境の姿として挙げてあるものをご覧いただくと、持続可能な社会づくりに向けて、あらゆる人が学習して環境保全活動に参加できるようなイメージを持っております。

杉田委員 例えば、私どもの業界がこういう取り組みをしますよとなったときに県も協力していただけるような仕組みができるということですか。

私たちの業界でも環境学習を取り組んでいこうと考えていて、将来をみすえて子供たちのことも考えていけないといけません。

環境学習は、人材確保も含めて考えていかなくてはいけないと思います。人材確保は私たちの業界でも重要で、人材を育成していくのに時間がかかりますので、環境学習を子供のころから取り組んでいただき、環境保全をみすえた環境教育を計画・実践していただきたい。環境教育は、実態と将来をマッチングした形で、県の協力を仰ぎながら、また必要な資金面をどうするかが問題になりますが、前向きに検討していきたいと考えていますので、ご協力いただきたい。

平川循環型社会推進課副課長 資金面という話になると難しいですが、うちとしましても人材育成は重要だと思っておりますので、そちらの業界で取り組んでいるということであれば協力できるところはしていきたいと思っております。

杉田委員 環境教育は、指導者の育成やそのための取組が重要になりますので、検討していただきたい。私ども業界も大切なことだと思っておりますので、取り組んでいきたいので、相談させていただきます。

瀧部会長 協力という言葉が出てきましたけれども、協力じゃなくて連携の時代に入ってきていると思いますから、その辺も含めてご検討いただきたいと思います。県独自で完成するものじゃなくて、県以外の方々、組織と連携しないと完成しないと思いますね、ですので協力ではなくて協働

でやっていくというような考え方、そういう方向で環境学習における行動計画を作っていただきたいなと思います。是非ともよろしく願います。

阿由葉循環型社会推進課主幹兼室長 わたくしの方からは、リサイクルの製品を作るのだけれども、それを使っている所が少ないと。それを使う使用者の施策について、ふれて欲しいとのお話がありました。

これはリサイクルの推進という中で、一所懸命リサイクル品を作ってもそれが活用されないと、やはりだめなんじゃないのというようなことだと思います。

リサイクルの輪を回すという意味からして、そのようなお話は大切なことだと思います。

千葉県においては、いろいろな物品を県庁で購入したりするのですが、その中で、なるべく再生利用品を購入し、使うようにというような制度もございますので、そういうところからやっていけたらと思っております。

それと、災害廃棄物のお話がありまして、次の処分場と、公共関与の最終処分場ということなのでしょうけれども、その考え方というお話がありました。

過去に千葉県においても、公共関与の処分場を今後どうしていくかというのを、いろいろ、内部ではございますが、議論したことがございます。

近県の状況を調べた中で、難しい状況にあることは、だいたい分かってきております。

処分場に関しましては、やはり、民間最終処分業者との競合とか、公共関与というような形になりますと、民間業者よりも、厳しい基準、自主基準を住民から求められたりなど、コストが跳ね上がるなどといった話も聞いております。

そのような形でいろいろと試算していくと、やはり県民の税金を使ってやるまでというのは、なかなか難しいのではないかという状況にあるということです。

杉田委員 それは大変理解していますが、やはり毎年どこかで災害が起きていますので、私ども業界も全国を回ってみてみますと、やはり一番初めに必要になる最終処分場です。そういう実態を踏まえて、最終処分場の確保が民間、公共を問わず、整備していかなくてはならないと思います。最終処分場の整備は、民間企業だけでなく、県の方々も検討していただきたく、

作ってもらうのを待っているという形だけではなくて、何か施策を講じていただき、最終処分場の整備に向けた取組を進めていただきたい。最終処分場は今後ますます整備しにくくなるので、施設整備に向けた施策は必要で、今から検討をお願いしたい。

また、私たちの業界も国にお願いしていますが、まだまだ最終処分場が認知されておらず、住民の方々の不安とか不信ということが払しょくされず、住民説明会等で御理解いただくことが一番大切なところだと思っております。住民の方々に対して最終処分場の実態や事業内容を客観的に理解していただくために、住民説明会に国、また県の担当者に入ってもらい、協力していただくことで、安全性を理解していただいた上で、安心していただくことを目指したいと考えています。国や県に入ってもらって、客観的な評価を説明していただくことで、不安を払拭していく必要があると考えており、そうまでしないとなかなか住民の方々の理解を得るのが難しいと思っております。ぜひ、施設整備に向けて、県の方も一緒になって、住民の方々にも誤解を招かない形で情報発信をしていただかないと、処理業者だけでは、いろいろな問題も出てくるケースもあります。これは県だけではなく国にもお願いしていることですが、国は予算を取って、説明会のやり方や、見学会の実施等を検討するという話をお聞きしておりますが、ぜひ県の方でも住民の方々に対しての情報発信や啓もう活動をしていただきたい。

阿由葉循環型社会推進課主幹兼室長 貴重なご意見ありがとうございます。
なかなか公共関与というのは難しい状況にあるということをご承知の上で、いろいろ御発言されているということは承知しました。静脈産業というのは、産業を支えるうえで非常に重要な産業だと、我々も承知しております。

産業資源循環協会と連携をしながら、適正な処理ができるような廃棄物業界を作っていけたらというように思っております。ひとつご協力の方、よろしく申し上げます。

瀧部会長 何かほかにございますか。

香村委員 2点ほどお尋ねしたいと思えます。

1つはリユース、リデュースの問題、非常に重要なことだと思います。でも非常に扱いにくい問題だと私は考えております。どういうことかという、リサイクルは住民は受け入れやすい問題だと思います。でもリユ-

ス、リデュースになると住民の暮らし方の変革というかそういうところに立ち入らなければいけない話になってくる、所謂廃棄物を出さないような生活、あるいは物の再利用ということを考えなければいけない。そうするとそれを住民が受け入れてくれるかくれないかがキーポイントになってくるのじゃないかと思うのですけれど、それに対して千葉県ならではのユニークな取り組みを今考えられているのか。

一般的には環境学習とかそういう話で濁されてしまいますけど、それでは先には進まないと思うのですけれど、リユース、リデュースを推進する、それに対して千葉県ならではのことを考えているかということが1点。

もう一つは建設発生土と再生土の問題です。これから将来10年間の計画で考えられていると最初のお聞きしましたけれども、その時に2020の東京オリンピックを境に経済状態もその発生状況も随分変わってくると考えます。そういう点でそういうことを取り込まれた計画を立てているのか。その2点について教えてください。

平川循環型社会推進課副課長 循環型社会推進課でございます。1つ目のリユース、リデュースについて県としてユニークな取り組みは何かないかという話ですが、26ページの主な取り組みの2つ目の四角でございますが、ちばエコスタイルの推進ということで、もうすでに取り組んでいることとございますけれども、レジ袋の削減と食べきり、マイボトルマイカップの推進ということで3つのスタイルについて取り組んでおります。

1つ目がレジ袋の削減ですね、2つ目が食品廃棄物の削減ということでちば食べエコ、3つ目が容器包装、簡易包装等の使い捨て容器の包装の減量化ということで、ちばマイボトルマイカップ推進エコスタイルに取り組んでおります。それについて普及促進を図っているというのが千葉県の特色かなと思います。

安藤廃棄物指導課副課長 私の方からは再生土・残土について、まず再生土の方につきましては、これまで県の方で指導指針ということで行政指導はしてきたのですが、そういった規制という形をしていないので、今条例の方でそういったものを適正な埋立てを確保するためにそういった規制を検討しているということです。確かに今後オリンピックの再開発、まだ量的には増える要素もあるということで、現状でここ最近再生土の埋立てが増えてきているといった状況もありますので条例で規制をするということです。

残土の状況でいいますと、残土につきましては、量的には横ばいで推移

しているような状況です。ただ、これもオリンピックを迎えて多少増えたり減ったりするのかなというところで、これらについては、残土・再生土についても適正な埋立てを確保するというので、そういった残土条例又は再生土の新たな条例の方で規制をしていくということで考えているところでございます。

香村委員 さきほどのちばエコスタイルの推進、結局こういう具合に足元からやっていかなければいけない、環境問題というのはそういうふうなところだと思います。ですから千葉県の行政の方々は千葉県特有のリユース、リデュースで対処できるような環境問題を行政的に洗い出して、リユース、リデュースを推進するような取り組みをしていかなければいいんじゃないかと私は思います。なにしろ足元からの活動というのが重要になってくるのではないかと思います。

瀧部会長 よろしくお願いたします。宮脇委員、何かございませんか。

宮脇委員 私の方は、適正処理の施設整備に関するあたりのところについて、気になっているというか、表現的なところというよりは中身なんです、例えば、素案の27ページ、30～33ページにかけてですね、施設の整備はしなければいけない、適正処理の話で、「市町村においては、老朽化している処理施設を適切に更新していくことが重要です。」と書かれていて、誰にとって重要なのかというところもあって。

たぶん、なかなか更新できない市町村も、重要なのはわかっている、更新したいのだけれどもできないという環境がやはりあるのだろうと。もちろん、例えば建て替えをする際に周りの住民の方の問題が起きるとか、そういう時の、重要とはわかっているができないというところを少し考えて、たぶんあると思うのですが、どうかなというところでの表現的な話かもしれないのですが。

それと続いて、次のページのところの、28ページで「広域処理体制の構築に向けた調整を行います。」というところも、たぶん市町村も、自治体としてはやりたいというところも、なくはないのではと思うのですが、やはりなかなか進んでいないというところがあって。

そういうところを現況と課題にも少し記載をしていただいた方が良いかなど。重要なのはわかっているけれどもできないんだなという。できていないのは市町村のせいではないというような感じでしょうか。

同じく、28ページの下の方ですけども、地域住民等の、28ページの、

25、26、27 ページあたりにまいりますと、施設整備するとき、住民の十分な理解の下に、十分な配慮をして、安全・安心とか、信頼性を確保させますと書いてあるのですが。

基本的に、安全性とか信頼性があるものを作るのが前提なので、確保させますというよりは、そういう信頼性のある施設を作るためのサポートをしますというか、文章の書き方が、できないんだけどやらせますといった内容になっているので、そのあたりを検討していただくのと、県として、広域処理とか良いと考えられているのか、市町村が希望すればやりましようかということとかそのあたりのお話を伺えればと思います。

阿由葉循環型社会推進課主幹兼室長 御質問ありがとうございます。市町村が更新できないということ、安全というよりも安心というところで、住民が理解されていないということで、なかなか更新ができないという例を挙げていただきました。

やはり、市町村の廃棄物行政がうまくまわらないとごみの処理が滞るといようなことにつながる可能性もございますから、千葉県でできることに関してはサポートしていこうという考えではございます。

もうひとつ、最後に広域処理的なお話が出ていました。広域処理については、現在、市町村が広域処理をしたいというようなご相談があれば、それに応じていくというようなことを考えております。

瀧部会長 サポート体制を充実させるとか、そのような表現にならないでしょうね、たぶん。基本計画ですのでね。

阿由葉循環型社会推進課主幹兼室長 検討させていただきたい。

瀧部会長 他になにかありませんか。よろしいでしょうか。

井上委員 計画は10年続くので提案ですけれども、千葉県の場合は人口が増えていますが、国の人口は減っていきます。そのときに出てくるのが、市民自治で、行政では対応できない時代が来ると思います。実際に千葉市では限界集落が出てきて、その地区では高齢者ばかり、全国で見れば、ガソリンスタンドやスーパーがなくなったから自分たちで作ってやっというところも出てきています。そういうものが見えてこないです。10年後は、自治は通常になっていると私は思っています。そうでないと細かい対応はできないですし、町田市は50万人都市ですが、ごみを燃やさな

いという方向で動き出しています。全国では4カ所くらいが、ゴミを燃やさない、全てリサイクルして売却しています。これは財政的な問題もあります。有名なところだと、徳島県上勝町です。そういうところがどんどん増えていって、事例をピックアップして、県として千葉県内の良い取組を情報発信しないと、市町村同士の情報交換はほとんどされない。そのあたりが、言葉が悪いが、前回のコピペで、言葉が新しくなった程度で、10年後、さらに10年後が見えてこないし、反映されていない気がしますが、どうでしょうか。

渡部環境政策課主幹 環境政策課です。全体的なところだと、市民自治という概念は直接的には書いていませんが、各主体の役割を第5章に記載していますので、例えば、市町村の役割に市民自治の考え方を盛り込んでいけると思います。

井上委員 市町村が変えないと無理がきています。申し訳ないけれども、市町村の職員は、市民がお金を出して雇っています。つまり税金で雇われています。自分たちでできないので、代行してやってもらうという考え方もあります。ある市町村では、焼却場を市が作りましたと発言したところ、委員からひんしゆくを買いました。そのお金はどこから出ているのかということです。処理システムは行政がやらないといけませんが、ごみ分別は市民がやります。市民自治の中で、いろいろ行うことを市がサポートしていく、それをさらに集約して県が各市にフィードバックするというシステムをとらない限り、バラバラに動いているのが市町村の現状です。このため、ゴミ分別も違います。それから合併したところ、南房総市は4つの分別方法が、いまだに市内に存在しています。ですから、市町村を指導できるような、コーディネートできるようなことを検討していただけないかと思います。

瀧部会長 何か御意見は。

中村環境政策課副参事兼室長 環境政策課です。御指摘の点については、全く承知していないというわけではありません。全国をみれば、市民自治で地域をまわしていこうという動きがあるということを知らないわけではありません。千葉県においては、まだ人口が減少するということではないけれども、エリアでみれば、限界集落に近いところも、むしろ都市部で起きていて、そのような動きがあるということも全く承知していないわけで

はありません。今の御指摘は、ゴミの問題が一番端的だと思いますが、環境問題全般に係る部分もあると思いますので、持ち帰って検討したいと思います。しかし、正直に申し上げて、ミクロでみるとそのような例も見えますが、県全体でみるとまだ人口が増えているので、千葉県全体で見たときに、そこをクリアには県レベルでは見えてこないというところが正直あるので、御容赦いただきたいところもありまして、どこまで盛り込めるかは課題ですが、検討したいと思います。

瀧部会長 よろしいですか。

阿由葉循環型社会推進課主幹兼室長 わたくしからもよろしいでしょうか。当課の課名にありますように、循環型社会推進課でございます。井上委員のおっしゃっていることも十分わかります。循環型社会の推進に向けて、当課も取り組んでいきますので、委員の皆様方のご助言、お力をお借りしながら進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

瀧部会長 渡邊委員からは。

渡邊委員 67 ページの「人材の育成・確保」というところで、災害廃棄物処理を担う市町村等の職員に対する教育・訓練を実施する、とありますが、市町村の職員だけでなく、事業者やボランティアへの教育訓練も含めての育成・確保に取り組みますということでしょうか。これを伺います。

もうひとつ、これは個人的なことも入りますが、2020年、オリンピック、パラリンピックが開催されます。私共の一宮町も、世界各国から大勢の方が来られます。

それぞれの国によってマナーやルールも異なりますので、適正な処理いろいろな面での処理を考えていかななくてはなりません。これは、市町村への、行政への対応、行政からの市町村の住民やボランティアへの役割分担等を、行政の方から指導して欲しいと考えてますけれども、県の考えはいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

阿由葉循環型社会推進課主幹兼室長 67 ページの災害廃棄物「人材育成の確保」ですけれども、市町村の職員のみならず、事業者やボランティアを含めた人材育成というようなお話がございました。

これにつきましては、県で、この3月にですね、県の計画を作って、今、市町村が処理計画をどんどん作っていくように推し進めている段階で

ざいます。

この9月には、市町村を集めて研修会を行いまして、計画をもっと作ってくださいというような、研修会を行うわけですけれども、その次か次あたりにはですね、マニュアル等を整備して、その次辺りにですね、人材育成というような、非常に大切な事項なのですけれども、県、市町村の人材育成をやっていく、そういうなかで、事業者やボランティアの人材育成をどうやってからませていくかというところは検討していきたいと思います。

ただ、なかなかボランティアに対する研修というのは、どういう形でやるのか、できるのかというところは、ちょっと難しい部分もあるのではないかなと思います。

もし、委員の方から、こういうようなやり方があるということであれば、ご意見をいただければと思います。

また、県災害廃棄物処理計画の内容に書かせていただいているのですが、処理計画の中の「実効性の確保」、実際に事業者やボランティアを活用しながら実効性を上げていくというようなことになろうかと思えます。

市町村の役割の中で、大規模災害時に、退職者やボランティアが迅速に災害廃棄物の処理に関われるよう、災害廃棄物の分別方法や排出方法、排出先、保管方法などを迅速に説明できる、市町村がそういう人たちに説明できるような体制を整えるというようなことが書かれております。基本的な考え方として書かれておりますので、今後、こういうようなことができるようにですね、市町村に適切な支援を行っていきたいと考えております。

ふじしろ委員 最後に県はどのように考えているのか。4ページの循環型社会の下から2行目、持続可能な循環型社会について、その前の3ページに戻ると、サステイナブルの社会を作っていこうと、その中での循環型社会ですが、持続可能というのは生態系の枠の中でしか人間は生きられないという意味なのか、それともどういう意味なのか、キーワードとしてどういうものを持っているのか、このあたりの資料をいただきたいと思えます。持続可能とはもっともなことだと思いますが、どういうことなのか、説明をいただければと思います。

中村環境政策課副参事兼室長 環境政策課です。SDGsの資料については、後ほどお持ちします。SDGsについては手元に資料がないので詳しくは説明できませんが、人権とかを含めていくつかの要素を組み込み、サステイナブルな社会を作っていこうという考え方です。その中に、生物多様

性の考えも含まれていますので、生態系についてもサステナブル社会づくりの重要な要素だという認識に立って、この考え方が成り立っています。千葉県もその考え方は理解しておりますし、基本的に同じ考えをしています。

瀧部会長 文言の定義は、どこかに記載されるのでしょうか。

渡部主幹 用語解説については、現計画と同様に広報版の段階で載せる予定です。

瀧部会長 他にございますでしょうか。では私の方からですが、残土の方です。品質の方については書いてあるようですが、残土で問題を起こしている現在あるいは過去に起こした件としては、品質だけでなく残土を利用するときの構造的な問題もあるわけです。そのあたりを一言でも入れておいた方が良い気がするのですが。

安藤廃棄物指導課副課長 部会長が言われたのは、再生土のことでよろしいですか。

瀧部会長 そうです。

安藤廃棄物指導課副課長 検討中の条例の中では、崩落の防止ということで側面の防止措置を検討していますので、条例の内容ということで、構造等の崩落防止措置の遵守を入れていこうと考えています。

瀧部会長 ですから、なんとなく読んでみると品質については書いていますが、品質以外のところが抜けている感じがするものですから、一言でも文言を入れておいたら読まれる方は安心するのかなという気がします。

安藤廃棄物指導課副課長 再生土の方へそういった内容を検討して入れさせていただきます。

瀧部会長 意見も出尽くしたようですので、質疑の方はこれで終わりにしたいと思います。

現時点では、他に意見はないようですが、お気づきの点がございましたら、メール等で9月7日金曜日までに事務局あて提出くださるようお願い

します。フォーマットは事務局から連絡がありますか。

渡部環境政策課主幹 任意のフォーマットで御連絡ください。

瀧部会長 わかりました。任意のフォーマットで9月7日までに事務局まで御連絡をお願いします。

渡部環境政策課主幹 環境政策課、循環型社会推進課、廃棄物指導課のいずれかをお願いします。

瀧部会長 それでは、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、計画案の策定を進めてください。これで、本日の予定されていた議題は、すべて終了しました。その他に入りますが、事務局から何かございますでしょうか。

渡部環境政策課主幹 特にありません。

瀧部会長 本日の議題以外で何かありますか。ないようですので本日の議事を終了します。ご協力ありがとうございました。司会進行を事務局にお返しします。

5 閉会

司会 長時間の御審議、ありがとうございました。以上をもちまして千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会を終了いたします。